

## ネパールの女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の排除 ブハワナ・ウパデヒアユ（ネパール）

さまざまな理由から、ネパールの女兒は最悪の形態の差別と暴力の下に置かれてきました。これには、他人だけでなく家族からの身体的、精神的な攻撃も含まれます。その多くは家の中で行われるため、入院沙汰にでもならない限り真の被害状況は表面化しません。口外すればもっとひどい仕打ちをすると脅されるので、恐ろしくて被害者は自分がされた事を公にすることができないのです。こうして事件がメディアに取り上げられることはなく、加害者は普段通りの生活を送ることができるという、犯罪者に都合のよい社会ができ上がっています。こういった厄介な事情のせいで、行政当局も民間機関も、人権侵害に関する実際のデータを入手することができません。女兒に対する差別と暴力を排除するための第一歩は、まずこの問題の深刻さと重要性を認識することから始めなければなりません。

しかし、父権中心の価値観に生活が支配されているネパールでは、こういった取り組みは非常に困難です。生まれてくる子どもの性別に関しては、親の大半は女兒ではなくて男児を希望します。このえり好みは、父権中心主義的な規範によって広められている偏見の1つで、女兒に関係した問題に起因するものです。例えば、結婚時に花嫁の実家が持参金を支払わねばならないことや、不当な女兒への教育費の負担などがそれに当たります。このように文化に根ざした既成事実によって女兒が不利な立場に置かれることに加え、ネパール毛沢東主義共産党（CPN-M）によって十年来続いている内戦も、彼女たちが社会から取り残され、より傷つきやすい立場に置かれている一因です。紛争中、国連は、増え続ける毛沢東主義民兵による国中の学校敷地への不法侵犯や、学童の民兵徴用、児童の失踪などについて、繰り返し深刻な懸念を表明しました。

紛争は社会のあらゆる階層に壊滅的な結果をもたらしましたが、それまでも劣悪な立場におかれていた女兒たちへの影響は特に大きいものでした。CPN-M 兵士の手で何万人もの子どもが学校からさらわれ、いわゆる政治教育集会に送り込まれました。誘拐された児童の多くは強制的に CPN-M 軍に徴兵され、最終的には前線や集中砲火の盾に配置されました。誘拐されないようにするために多くの子どもが学校へ行かなくなったことは、記録上、出席日数が 100 日以下であることから分かります。

ネパールの女兒に対する差別的な扱いのもう 1 つのおぞましい形態として、人身取引があり、これが驚くべき勢いで増えています。1 万 5 千人を超える 9~16 歳の少女たちが強制的な人身取引でインドなどの売春宿に売られ、売春させられているものと推定されます。

女兒に向けられた家庭内暴力や差別事件の場合、彼女たちが法的救済策を求めたり、犯人を獄中に送ったりできる可能性はほとんどありません。ネパール憲法は、国による宗教、人種、年齢、性別、身分制度、民族、思想に基づいた差別を禁じています。しかし、憲法のこの平等主義的な文言は、ネパールの法律にも国民の日常生活にも反映されていません。法律はもちろん、あらゆる事柄において男性支配がまん延しており、女性・女兒は父親、

夫、兄弟、息子に従属する立場に置かれています。

ネパールの司法制度では、家庭内暴力や差別から子どもたちを守ることは不可能です。暴力が、殺人未遂や殺人のレベルにまでエスカレートしない限り、当局はこの種の暴行を起訴することはなく、すでに社会から置き去りにされている子どもにとって、証拠書類を固めて法的に立証することなどまず不可能です。国家の支持がなくても起訴することができないわけではありませんが、社会経済的、文化的な障害により、こういった子どもたちが起訴を申し立てする機会から締め出されてしまうのです。

市民社会や圧力団体などが中心となり、それぞれが連携して女兒差別と女兒に対する暴力の排除に向けて真剣に取り組むこと示す、積極的な戦略と実行計画がネパールには必要なのです。